

〇〇県（以下「甲」という。）と〇〇県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、〇〇県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「〇〇県地域防災計画」及び「〇〇県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- （1） 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2） 遺体安置施設等の提供
- （3） 遺体の搬送
- （4） その他、必要とする事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、連携の上その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務にかかる経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第8条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

1. この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月までに甲乙いずれからも何らかの意志表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
2. この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○市○○町1丁目

○○県知事 ○○ ○○

乙 ○○県○○市○○町1丁目

○○県葬祭業協同組合

代表理事 ○○ ○○